

書評 Morton, James, 'Byzantine Religious Law in Medieval Italy' Oxford, 2021.

渡辺 理仁

一 本書は、著者 James Morton がローマにおいて行った、10 世紀から 14 世紀にかけて南伊のギリシア系住民によって作られたビザンツ教会法文献「ノモカノン」の現存する 36 の写本に対する調査に基づいて、これらの写本がノルマン人とカトリック教会の支配下で、誰によって、そしてなぜ作られ続けたのかを明らかにするものである。

現在香港中文大学歴史学部勤務している著者は、2009 年にオックスフォード大学セントジョンズカレッジで古代史の学士号を、2011 年にカナダのクイーンズ大学でビザンツ史の修士号を取得し、その後 Maria Mavroudi の指導下で 2018 年にカリフォルニア大学バークレー校に博士論文を提出した。本書はその博士論文を基に著されたものである。著者は、2013 年にはビザンツ帝国による南伊支配が終わった後もノルマン人支配下において修道院創設に関与し続けたシメリの聖バルトロメウスの活動に関する 'Latin Patrons, Greek Fathers: St Bartholomew of Simeri and Byzantine Monastic Reform in Norman Italy, 11th–12th Centuries' を、2017 年には本書により近い題材として、ルッジエーロ 2 世（シチリア王、在位 1130-1154 年）の命により著された『総主教座の命令』の著者であるビザンツ教会法学者ネイロス・ドクサパトレスに着目し、この著作が大いにビザンツ法文献である『タクティカ』に依拠していることを示した 'A Byzantine Canon Law Scholar in Norman Sicily: Revisiting Neilos Doxapatres's Order of the Patriarchal Thrones' を著している。

これらの著作に共通して見られるのは、ノルマン人支配下におけ

るビザンツ教会人の法的活動を描き出すにとどまらず、この題材を通して、カトリック教会・ギリシア教会間で見られた文化的融合及び緊張関係を描き出そうとしている著者の意図である。

この問題意識は本書においても継承されている。著者は南伊がノルマン人とカトリック教会の支配下に入った後も、使われなくなったはずの「ノモカノン」写本が14世紀まで作成され続けたことに着目し、冒頭に挙げた問題提起に至っている。

二 本書の構成は以下の通りである。

I. 史料とコンテキスト

1. ビザンツ「ノモカノン」の紹介
2. 中世イタリアにおけるギリシア系キリスト教
3. 資料残存の類型

II. ノルマン王国におけるビザンツ教会法

4. ビザンツの背景
5. 修道院ノモカノンI：修道院の島嶼群
6. 修道院ノモカノンII：スタイル、内容、影響
7. 在俗教会と信徒

III. 法的権威から文化的権威へ

8. 教皇庁の取り仕切り
9. サレント派
10. 「ロマニアでは斯くあり」

こうした構成において、まず第1部では著者の分析する文献類型「ノモカノン」に対する概説が行われる。第1章では、「ノモカノン」文献を、単に最も名高い「14章のノモカノン」の筆写物に留ま

らず、この時代にはクニセクト教会会議で認められたその法源に関する規定に則り、国家によって制定された「教会法」をも収録した（一般に私選の）ビザンツ教会法著作全般を指すものとして設定し、次いで、「ノモカノン」文献の基本的な構成とそれらに対する追加について解説する。著者は、こうした追加によるテキストの不断の更新の理由を「ノモカノン」文献があくまで官選法典ではなく、私選の法律書であったことに求め、こうした「ノモカノン」文献をビザンツ教会法実務のための実践的な性格を持つものとして位置づけている。

更に著者の解説は、第2章では「ノモカノン」写本の著された時代背景である、11世紀以降の南伊におけるギリシア人キリスト教徒の動向に移る。その意図は、なぜ異宗派の支配下でギリシア人キリスト教徒の制度様式が存続し得たのかを説明する事であった。著者は、その理由として第1に、イタリアにおけるカトリック教会とギリシア教会の対立は主として政治的次元に留まるものであり、地方においてはより友好的な関係が見られたとし、ロッサーノの聖ネイロスによるグロッタフェラーラのテオトコス修道院創建やノルマン人支配下でのラテン式典礼の不徹底を具体例として挙げている。理由の第2は、南伊支配においてビザンツの後裔となったルッジェーロ2世は、ビザンツの支配様式に倣ったために、南伊のギリシア系修道院の支援を行ったことである。

第3章では、調査対象となった36の「ノモカノン」写本の残存において、ベッサリオン枢機卿によって主導された聖バシレイオス修道会図書館と、ルネサンス期の書籍収集家の個人図書館の2系統に分かれており、さらに各々の写本は出自に偏りがあったことが示

されている。即ち、主として修道会所属の写本は、修道会に連なるギリシア系修道院の多くが12世紀のカラブリアを中心として創設されたことに、個人図書館所蔵の写本は、サレント半島を中心として、13世紀から14世紀にかけてギリシア系聖職者による文学・教育活動が最も栄えたことに由来する、いわば「サレント系」であるとする。

続く第2部においては、11世紀を中心とした南伊でのビザンツ教会法の利用についての分析が行われる。

第4章では、「サレント系」写本やカルボネ写本の分析により、南伊における「ノモカノン」文献はより古い「50章のノモカノン (Nomocanon in 50 titles)」や10世紀の「教会法梗概 (synopsis canonum)」に親和的であることを示し、同時代のビザンツと比べてテキスト的には後発のものであったものの、ビザンツ教会法は、11世紀にノルマン人がこの地を征服した時点ですでに南伊に深く根付いていたという見解を示している。

第5章では、修道院系写本分析の一例として、写本がどのような管轄権のもとで使用されていたのかを明らかにしようとしている。その際、南伊のギリシア系修道院が世俗権力、すなわち皇帝やノルマン人支配者に承認されることで現地の司教による監督を逃れて自立性を確保するに至った事例が数多いことを、著者が「ロッサーノ系」と呼び表したパティロン修道院の所蔵していた「ノモカノン」写本から示し、それによってこれらの修道院がノルマン人支配下の南伊において、「ビザンツ法圏 (ギリシア教会法圏?) の仮想的な島嶼群」として存在することになったのだとする。

第6章では、より詳細な修道院「ノモカノン」写本分析として、

修道院「ノモカノン」を3つのグループに大別している。第1は、カラブリアを中心とした「伝統的」ノモカノンと呼ばれるもので、これらのノモカノンには、ビザンツ帝国時代からしてもより古い「ノモカノン」の内容が含まれている。第2、第3は、「ロッサーノ系」写本と、カソーレの聖ニコラウス修道院の写本であり、これらの修道院はいずれも同時代のビザンツ帝国から強い影響を受け、それぞれ11世紀後半と12世紀中頃の伝統を反映した写本を制作している。

第7章では、非修道院系の法的活動として、在俗教会の動向について述べている。12世紀の時点ではノルマン人支配者は、1156年のベネヴェント条約によって教皇庁の司法体系を受け入れたものの、教皇庁による内政干渉への対抗策として積極的にギリシア系司教を排除しようとしなかった。そのためにギリシア系司教は同時期のギリシア系修道院と同様に自立性を保ったとした上で、ヴェネチア写本版の『法律摘要』に追加された教会法に関する付録やロッサーノ大司教を務めたギリシア系家門が所有していた、アレクシオス・アリストノスの『教会法梗概』注釈書（「ドクサパトレスのノモカノン」と呼ばれる）を具体例として、ビザンツ世俗法・教会法間に見られる密接な関係性がこの時代の南伊においても看取できるとする。

第3部では、12世紀以降の教皇庁の南伊に対する影響力拡大に伴う諸相が扱われる。第8章では、第4回ラテラノ公会議、オートヴィル朝の滅亡、第4回十字軍を南伊ギリシア人の法的地位を揺るがす政治的展開として挙げ、特に最初のものによる影響として「ノモカノン」文献は実務文献としての地位を失ったのだとする一方で、

それ以降もグロッタフェラーラやメッシーナにおいてノモカノン文献が筆写されていたことを示す。

最後の2章は、こうした写本作成がどのような意図によるものであったのかに関する分析に充てられている。第9章で扱われるのは、特にサレント半島における非典型的な、つまり修道院に依らない、現地の司祭以下の聖職者による「ノモカノン」写本の利用である。著者は11の写本を、罫線の引き方や字体から「サレント系」に属するものとして系統立てて分類し、内容分析から、これらを聖職者の婚姻や四旬節の戒律といった、カトリック教会とギリシア教会で異なる慣習を説明するために、あくまで文化的に利用される文献として必要とされたと説く。

また、第10章では、13世紀初頭のカソールの聖ニコラウス修道院長ネクタリオスによる、聖体拝領の際の儀礼に関する書簡を取り上げている。それによれば当地において「ノモカノン」文献は、ギリシア系住民の多くがラテン式の典礼を容れるようになった後も、一部のギリシア系イタリア人の中で彼らのアイデンティティを維持し擁護する機能を14世紀までは果たしたとする。

結論において、著者は「ノモカノン」文献存続の理由を、第1に、11世紀から12世紀にかけて、ローマとコンスタンティノーブルの間の「分裂」がまだ十分に受け入れられていなかったということ、第2に、ノルマン系シチリア王国の法多元主義によって、ギリシア系住民はあたかも自分たちが未だに帝国の一部であるかのようにビザンツ教会法に従い続けることができたということに求めている。

三 本書の意義は、まずもって「ノモカノン」研究の開拓に求めら

れよう。「ノモカノン」文献に関しては、著者の述べる通り「ノモカノンは伝統的により広範な研究の中で簡単な記述にとどめられ、省かれてきた。ノモカノンに関する記述は、より概説的な著作や高度に専門的な学術誌の記事で簡単に紹介されるに留まっている」のであり、事実概説的な研究としては Helmholz, Richard H, *The spirit of classical canon law*, University of Georgia Press, 2010 が、個別の「14章のノモカノン」に対する研究としては Gallagher, Clarence, *Church law and Church Order in Rome and Byzantium: A Comparative Study*, Aldershot, 2002 が既に存在するものの、写本分析による地域的研究の次元であって「ノモカノン」文献に着目したものではなく、「ノモカノン」文献を実務文献として設定した著者の意図に沿うものではない。

実務文献としての「ノモカノン」の性格は、Schminck, Andreas, ‘Das Prooimion der Bearbeitung des Nomokanons in 14 Titeln durch Michael und Theodoros’, *Fontes Minores* 10 (1998), S. 357-386. 等によって既に指摘されているものの、著者はこの点を指摘するに当たって、成立の背景事情に関する検討を南伊に対して包括的に行うことで写本研究に奥行きを与えたという点で、本書は南伊に対する地域研究でありながら、「ノモカノン」文献に対する導入としての意義を持つ。

地域研究としても、国内でノルマン人支配下での南伊の法制を対象とした研究としては、

フリードリヒ 2 世(在位 1296 年 - 1337 年)期を対象とした西川洋一(「シチリア王国勅法集成の訴訟法」『法学協会雑誌』115 巻 2、8、12 号(1998 年)) や、阪上 眞千子(「フェデリーコ 2 世時代のシチリア王国における王権と教会との関係」『阪大法学』49 編 3、4(1999 年)) による研究を数える程度であるが、本書はより古いビザンツ・

ルッジェーロ2世時代からの法的伝統を扱うことで、これらの研究になかった長期的な法多元主義的視野を与えるものである。

四 一方で、以下の点には一定の付言が必要であると思われる。

まず、本書は確かに「ノモカノン」文献研究への道を開くものであるが、その規定内容であるところのビザンツ教会法研究を主眼としたものではない。本書において「ノモカノン」文献の内容について触れられることは、カトリック教会との慣習上の相違に関する第9、10章を除いて僅かである。「ノモカノン」文献と同様かそれ以上に内容的に周知されているとは言い難いビザンツ教会法に関してどのように各々の規定が運用されたのかを推し量り得ることは、「ノモカノン」文献への理解を促す上で有用であっただろう。ただしこの点は、7章において著者の認めている通り、現地において法実務家としての役割を果たしたと想定される在俗聖職者について、12世紀の法的活動に関する史料が殆ど見られないことに由来していると思われる。

また、著者が結論として提示した法多元主義は、あくまで著者の示した通り、様々な宗教的・文化的集団に応じた法制度が併存していたノルマン人支配下においてギリシア系住民が自らの法の寄る辺として「ノモカノン」文献を保持し得た点に由来しているのであって、決してカトリック教会法と正教教会法の衝突や混交に由来しているわけではない点も付言しておく。こうした観点は、第7章において見られたロッサーノのマレイノス家の写本に一部反映されているものの、この点に関してはギリシア系住民であるマレイノス家が世俗法・教会法間での規定の融通に寛容であったビザンツ寄りの視点を持っていたことに由来するものであり、規定内容に踏み込

んで分析が行われているわけではない。

これらの点から、史料上の制限によるものではあるが、本書はビザンツ教会法に対する導入を果たすものと言うよりは、それを示唆する南伊地域的史料研究の域を出るものではない。

五 最後に、評者の関心に寄せる形となるが、ギリシア系修道院がビザンツ法を保つ列島として機能していたとする著者の見解に対し、疑問点を指摘しておきたい。

拙稿（「「ノモカノン」検討序説」『一橋法学』20巻3号(2021年)）でも述べた処ではあるが、10世紀時点での「ノモカノン」文献はそれ単体では法実務に十分なものとは思われない。内容的には10世紀時点でも保守的な「ノモカノン」写本を用いていた南伊のギリシア系修道院においては、当然に補足が必要とされたはずである。その際ビザンツ支配時代にはユスティニアヌス時代の立法およびその後の勅法群によって補足を得ることはさほど難しくなかったと考えられるが、ノルマン人支配下で『市民法大全』およびその後のビザンツ皇帝による勅法立法群を援用し得たものであろうか。

この想定は以下の2つの疑問へと発展する。第1の疑問は、運用上他の文献による補足を必要としたであろう「ノモカノン」文献は、「ノモカノン」文献を実務文献とする著者の位置付けに照らしてみれば、著者の想定する第4回ラテラノ公会議以前に、ビザンツ支配終了の時点で実務文献としての性質を保ち得なくなっていたのではないかというものである。そして第2の疑問は、「ノモカノン」文献があくまで実務文献であったならば、運用のための援用元としてノルマン人支配下での現行法であるシチリア王国の法やカトリック教会法が求められる余地があったのではないかというもので

ある。後者の疑問は、第4回ラテラノ公会議決議4、5、9に基づいて専らカトリック教会法がビザンツ教会法の領分をいかに侵犯しなかったかという観点から両者の関係を分析しており、そのためにカトリック教会法とビザンツ教会法が明確に層として区別される法多元主義を想定する筆者の理解に反して、諸層の区分の不明瞭な法多元主義とも言うべき状況が存在したのではないか、と言い換えることが出来よう。同時期のカトリック教会法文献と「ノモカノン」文献との照応は本文においては試みられていない等、著者の提示する厳密な法多元主義に対する内容的な裏付けは不十分であるように感じられる。

「中世のギリシア・カトリック教会法の発展が、東西キリスト教圏のアイデンティティをより広範に形成する上でどのように役立ったかを問う」ことに関しては、著者も末尾において意欲を示している処であり、この意味で、さらにノルマン人支配下での法実務の検討への展開が待ち望まれる。

六 以上、本書について、歴史書としての評価については門外漢であるために沈黙するとして、あくまでビザンツ教会法領域において十分な知識を持たない評者の関心による評価であるために、雑駁な紹介に留まることをお詫びしたい。

最後に本書が諸民族・諸法の混交状態にあった10世紀から14世紀にかけての南伊の法状況について、未開拓の「ノモカノン」文献を切り口として取り組んだ意欲的な研究であることを改めて指摘して拙評を終えたい。